

2025年5月28日

各位

会社名 BABY JOB 株式会社  
(コード番号：293A TOKYO PRO Market)  
代表者名 代表取締役 上野 公嗣  
問合せ先 財務経理部 部長 西尾 剛彦  
TEL 06-4862-5187  
URL <https://baby-job.co.jp/>

### 取締役及び従業員等に対するストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションの付与を目的として、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を無償で発行することにつき、下記のとおり2025年7月9日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに優秀な人材確保のため、当社取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行することを目的としております。

また、中長期的な観点から経営活動により一層の支援を賜ることを目的として、社外協力者に対して無償で新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役並びに従業員及び社外協力者のうち、当社取締役会で承認された者とする。

##### (2) 発行する新株予約権の数

550個（新株予約権1個につき100株）の総数を上限とする。

##### (3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本臨時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は5.5万株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、付与株式数は、

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

- (4) 新株予約権の払込金額またはその算定方法ならびに払込の要否  
無償とし、払込は要しない。

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値またはその算定方法  
新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金950円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日後2年を経過した日から7年間とする。

- (7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社普通株式が TOKYO PRO Market 以外のいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
  - ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、従業員または社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
  - ② 新株予約権の行使のより株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の取得に関する事項
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
  - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 新株予約権を譲渡する場合には取締役会の承認を要するものとする。
- (11) その他新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以上